

## 東海道川崎宿を活かしたまちづくり支援業務委託 公募型プロポーザル募集要項

本業務は、東海道川崎宿を活かしたまちづくりの推進の一環として、区民主体の取組を支援するものである。「東海道川崎宿起立400年（2023年）に向けた基本的考え方―推進ロードマップ―」を踏まえた川崎宿起立400年の取組成果をレガシーとし、令和7年3月に策定した「これからの東海道川崎宿を活かしたまちづくりワークショップの取組成果」及び「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」（平成31年3月策定）に基づいて実施する。主な内容としては、ワークショップ参加者などが主体となり、「参加」「連携」「実現」「自走」できるよう支援を行う事業者を選定するために公募型プロポーザルを実施するものである。

### ■ 手続日程（予定）

参加意向申出締切	令和7年4月22日（火）～5月8日（木）午後5時まで
質問受付締切	令和7年5月2日（金）午後5時
企画提案書等の提出締切	令和7年5月13日（火）～5月27日（火）午後5時
企画提案評価委員会の開催	令和7年6月10日（火）午後2時から
審査結果通知送付	令和7年6月25日（水）まで
契約（予定）	令和7年6月30日（月）

#### 1 業務委託名

東海道川崎宿を活かしたまちづくり支援業務委託

#### 2 業務委託内容

別紙「東海道川崎宿を活かしたまちづくり支援業務委託 仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

#### 3 履行期限

令和8年3月31日（火）まで

#### 4 提案資格

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種・種目（業種コード：99その他業務 種目コード：99その他業務）に登録されている者であること。なお、登録申

請中である場合は、企画提案評価委員会の開催日（表紙の手続き日程（予定）を参照）までに登録されることを条件に、当該事項を満たしているものとします。

- (4) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しない者であること

## 5 企画提案評価委員会

提案の採否の審査及び評価をするために企画提案評価委員会を設置します。

### (1) 提案内容の評価基準

別表「評価基準」参照

### (2) 審査方法

評価委員による書類審査を行います。（提案者の出席は必要ありません。）

## 6 担当部課

書類の配布場所並びに提出先及び当該プロポーザルの問い合わせ先は次のとおりです。

部署名	川崎区役所まちづくり推進部地域振興課
所在地	〒210-8570 川崎市川崎区東田町 8 番地
電話番号	044-200-3127
電子メール	<a href="mailto:61tisin@city.kawasaki.jp">61tisin@city.kawasaki.jp</a>
受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ( 閉庁日及び正午～ 午後 1 時を除く)

## 7 参加意向申出書

このプロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出してください。

必要書類	参加意向申出書（様式 1 区ホームページにも掲載しています）
提出期限	4 月 22 日（火）～5 月 8 日（木）午後 5 時
提出場所	「6 担当部課」と同じ
提出方法	郵送又は持参 郵送の場合は必着

## 8 提案資格確認結果通知書

参加意向申出書を提出した事業者に対して、資格の有無を確認し、令和 7 年 5 月 12 日（月）までに郵送で「提案資格確認結果通知書」を送付します。

提案資格確認結果の理由について説明を希望する者は、通知を受け取った日から 7 日以内に書面によりその旨を申し出てください。

## 9 提案書等

「提案資格あり」と確認された者は、次のとおり提案書等を提出してください。

必要書類 (いずれも様式 自由)	① 提案書：当該業務の企画提案内容、業務実績、相談対応責任者の経歴などを記載 ② 見積書：積算根拠がわかるよう内訳を記載 ③ 事業者概要：事業者の理念、業務内容などがわかる資料（パンフレットやHP掲載内容の写しなどで可）
提出期限	5月13日（火）～5月27日（火）午後5時 郵送の場合は必着
提出場所	6 担当部課と同じ
提出方法	メール、郵送又は持参
提出部数 (郵送又は持参 の場合のみ)	各2部

※ 提出された提案書等は返却しませんので、あらかじめご了承ください

## 10 要請手続において使用する言語及び通貨

使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨に限ります。

## 11 契約書

契約書の作成は、必要とします。

## 12 関連情報照会窓口

関連情報を入手するための窓口は「6 担当部課」と同じです。

## 13 評価が 同点の場合の措置

別表「評価基準」参照

## 14 その他

### (1) 業務規模概算額

業務規模概算額は2,700,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）です。

### (2) 提案書作成及び提出費用

提案書作成及び提出に係る一切の費用は、提案者の負担とします。

### (3) 質問の受付及び回答

質問がある場合は、令和7年5月2日（金）までに文書（様式自由）を電子メールで送付してください。

回答は令和7年5月7日（水）までに電子メールで参加申出事業者全員に送付します。

(4) 結果通知

評価結果は、採否に関わらず令和7年6月25日（水）までに文書で通知します。また、市ホームページでも公表します。

評価結果の理由について説明を希望する者は、通知を受け取った日から7日以内に書面によりその旨を申し出てください。